

むつ市議会第212回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成24年6月13日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第43号 平成24年度むつ市一般会計補正予算

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

第2 議案第38号 むつ市市民協働まちづくり会議条例

第3 議案第39号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例

第4 議案第40号 町の区域の変更について

第5 議案第41号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第6 議案第42号 平成24年度むつ市一般会計補正予算

第7 報告第4号 平成23年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書

第8 報告第5号 平成23年度むつ市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

第9 報告第6号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

第10 報告第7号 平成23年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書

第11 報告第8号 平成23年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書

第12 報告第9号 平成23年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書

第13 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算)

第14 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度むつ市一般会計補正予算)

第15 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度むつ市水道事業会計補正予算)

第16 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)

第17 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

第18 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

第19 報告第16号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)

第20 報告第17号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)

第21 報告第18号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第22 報告第19号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第23 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成24年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

17番	村	中	徹	也
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順一	郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管業者	遠	藤	雪	夫
監査委員	小	川	照	久	総務政策 部 長	伊	藤	道	郎
財務部長	下	山	益	雄	民生部長	奥	川	清次	郎
保健福祉 部 長	松	尾	秀	一	経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷		晃	川内庁舎 所 長	布	施	恒	夫
大畑庁舎 所 長	工	藤	治	彦	協野所 庁 舎 長	猪	口	和	則
会管総政理 出納室 長	大	橋		誠	選挙管理 委員局長	氣	田	憲	彦
監査委員 局長	星		久	南	農委 事務局 長	山	口	勝	美

教育部長	齋藤秀人	業長道長	齊藤鐘司
公企理水專	嘉賀幸雄	務部策監携長	花山俊春
業務進部策監	石野了	部策監	竹山清信
財政推民副市入課	杉山重行	部事産長	二本柳茂
建政推	吉田正	部事築長	望月操
教委事政推	小鳥孝之	営局策監長部策監	川森浩史
總政総	柳谷孝志	務部課幹	野藤賀範
總政企課	高橋聖	務部民室幹	工藤和彦
財政課	氏家剛	部長	山本宏子
民生保年	畑中秀樹	部保課幹	加藤直紹
民市入総	樋山政之	部長	下山房雄
建都建総	高橋真	育会局長	松宮康則
公企総総	濱谷重芳	務部画課査	八木橋裕和
営局事術監		部策監	
部策監		部事産長	
部事民一ツ長		部事築長	
部策監		営局策監長部策監	
育会局策監		務部課幹	
務部整長		務部民室幹	
部長		部長	
部金長		部保課幹	
部民課幹		部長	
部市課幹		育会局長	
営局課幹		務部画課査	
		部策監	
		部事産長	
		部事築長	
		営局策監長部策監	
		務部課幹	
		務部民室幹	
		部長	
		部保課幹	
		部長	
		育会局長	
		務部画課査	

育
会
局
課
査
員
務
主
任
主
査
教
委
事
總
主

畑 中 涉

務
部
課
査
策
務
總
政
總
主

栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事
務
局
長
總
括
主
幹
主
査
主
任
主
査

須 藤 徹 哉
濱 田 賢 一
石 田 隆 司

次 長
主 任 主 査
主 査

柳 田 諭
小 林 睦 子
村 口 一 也

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、けさほど市長から、今定例会に提出されております報告第11号資料の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布しております。

次に、本日市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（山本留義） 日程第1 議案第43号 平成24年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第43号 平成24年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供

したいと存じます。

本案で提案いたします一般会計補正予算は、1,417万4,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、329億9,465万2,000円となります。

この補正予算は、まず当市出身の岸本鷹幸選手が陸上競技400メートルハードルにおいてロンドンオリンピック出場という快挙を達成したことから、激励、応援等に係る経費について予算措置するものでありまして、歳出には岸本鷹幸選手応援実行委員会に対する補助金を、歳入には財政調整基金からの繰入金を計上しております。

次に、今冬の雪害による市有建物の対策に係る経費について予算措置するものでありまして、歳出には脇野沢いのしし畜舎、川内町さけ・ますふ化場及び川内公民館等の改修事業に要する経費を、歳入には市有建物の改修に伴う災害共済金を計上しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第43号については、6月15日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◎日程第2～日程第23 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第38号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第38号 むつ市市民協働まちづくり会議条例を議題といた

します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第38号 むつ市市民協働まちづくり会議条例についての質疑であります。

提案理由では、市民協働・参画の推進に向けて必要な調査、研究及び審議を行う附属機関を設置するというふうになっておりますが、細かくなりますが、4点ほどお願いいたします。

まず1点目ですが、第3条にまちづくり会議の委員の人数が示されております。17人以内としておりますが、この17人以内とした理由をお知らせください。

次に、委員を非常勤の特別職としておりますが、この非常勤の特別職とする理由と、この特別職というその職種に関する報酬は幾らなのか。

次は、さらにですけれども、アドバイザーを置くということになっておりますが、このアドバイザーについては何人を予定しているのか。そして、このアドバイザーに対する報酬は幾らなのかお願いいたします。

最後になりますが、この市民協働まちづくり会議ということで、市民の意見を幅広く聞きながら、市の事業にさまざま提案してもらおうということだと思いますが、この会議を発足することによりどのような効果を期待しているのかお知らせ願います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、委員の人数についてのお尋ねでございますけれども、その前に委員の選任方法について少し述べさせていただきます。

条例案第3条第2号では、委員は公募により選任することとしておりますが、この公募に当たっ

ては、個人枠と団体枠を設ける予定としております。個人枠は、一般市民個人の応募とし、団体枠というのは法人格の有無にかかわらずあらゆる団体から委員1名を推薦して応募できるとするもので、個人枠、団体枠の定数というものは設けずに、合計で17名以内としたいと考えております。

この委員を選考する際には、個人、団体とも課題作文を提出していただき参考にさせていただきますが、その他考慮したいと考えているポイントが幾つかございます。

1つには、地域に配慮するというところでございます。当市の場合、例えば中学校区で見ますと9つの地区に分けられますけれども、それらの地区ごと、また人口に応じてできるだけ均衡に配慮して選考したいと考えております。

2つ目に、性別に配慮するというところでございます。男女共同参画社会が言われて久しい昨今でございますけれども、女性の比率をできれば3割程度以上を目標に選考したいと考えております。

3つ目には、団体枠についてはさまざまな関係分野からの選考を考慮するものでございます。

以上、地域、性別、団体分野別を考慮しますと、最低でも十数名の規模となるわけでございますけれども、逆に多くなり過ぎましてもまとまりがつかないことがございます。そこで、県内他市の同種の市民会議の例では16名とか18名とか20名という状況でございますので、これらのことを踏まえまして、当市においては17名以内ということで提案させていただいたところでございます。

次に、委員を非常勤の特別職とした理由と報酬についてでございますが、条例案第2条のまちづくり会議の所掌事務にありますように、市長の諮問に応じ調査研究及び審議をし、その結果について提言、報告をするということがこの会議の役割でございますことから、地方自治法第138条の4第3項に規定するところの附属機関として条例で

定めることとしたものであり、同法第202条の3第2項及び地方公務員法第3条第3項第2号の規定により附属機関の委員の身分を非常勤の特別職としたものでございます。報酬は、日額2,400円とする予定でございますが、報酬のほか費用弁償として日当2,600円と車賃が支給されることとなりますので、1回の会議出席で5,000円をベースに支給することを考えております。

次に、アドバイザーに関するお尋ねでございますけれども、このたびの市民協働まちづくり会議は、市民協働・参画を推進することとした第5次行政改革大綱と実施計画に基づいたものでございます。そこで、これまでの経緯を踏まえ、今後その路線にぶれが生じないようにするため、行政改革審議会会長及び行政改革推進委員長を務めてこられました青森中央学院大学の吉原教授に就任をお願いする予定でございます。したがって、アドバイザーは現在のところ1名の予定でございます。

この場合、報酬ではなく謝礼という扱いになりますけれども、規定に基づき1時間当たりの講師謝礼金の単価以内の額を支払いたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、会議発足の効果についてでございますが、市民協働まちづくり会議には、主体的に市民協働・参画に係る諸問題を検討していただき、将来的には当市の市民協働・参画の推進母体となっただけことを期待しております。そのため、まずみずから勉強しながら協働・参画の市民向けパンフレットを作成していただき、その過程の中で協働参画の何たるかや、当市における協働・参画の方向性を定義づけしていただくこととしております。そのうえで、協働・参画を推し進めるための制度を定める検討するとともに、自治基本条例の研究も行い、当市における条例制定の要否を検討するという重要な業務も担っていただくこととして

おります。

また、市民参画の推進に向けて本年度新設いたします市民政策提案制度や市民提案型補助制度の審査を行い、地域コミュニティーや市民活動の活性化に向けた役割をも担っていただくこととしております。これらの検討、審査の作業を通じて、市民サイドからの市政への参画とまちづくりへの協働の機運を盛り上げ、行政とともに協働・参画を推進していく中心的組織になっていただくことを期待しているものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 今の説明の効果というところで、部長のお話を聞くと、非常にボリュームがあって、委員になりたいというふうに思っている、内容が濃いおかげでなかなか応募にこぎ着かないというふうなこともちょっと予想したのですが、応募に当たって、今部長が話されたような内容をどのようにコマーシャルしていくのか、募集するときにどのようなコマーシャルをしていくのか。そして、例えば委員に任命された後、途中で、いや、ちょっとこれはついていけないなとか、これはちょっと自分だと無理だなというふうになった場合、簡単にやめたり、またその補充をしたりできるのかどうかをちょっとお知らせください。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） どのようにコマーシャルをしていくのかということでございますけれども、仮に今議会で議決をいただきますと、この後6月末の市政だより等に募集案内をかけていきたいと思っております。大変ボリューム的にあるというようなことでございますけれども、その辺はまちづくりに関心のある方もたくさんいらっしゃるかと思いますので、ぜひ多くの方に応募していただきたいと思っております。

あと、途中でやめるとかというような場合でご

ございますけれども、それぞれいろいろな理由がありまして、仕方なくおやめになるということも考えられるわけでございますけれども、その際はある程度人数が減ったという場合は追加の募集も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 非常にいいことなので、ぜひ実のあるものになってもらいたいなというふうに思っておりますが、なかなか協働・参画を、基礎がなくして新たに進めていくのは非常に難しいなというのは、私も議員になってからつくづく感じておりましたが、ここで市長の強い思いで、このたびこういうふうな審議会を開くということには何ら異議があるものではありません。ただ、皆さんがこういう会に参加したいと思っていながらも、その開催の時期とか時間によっては、やはり応募できないという人たちもたくさんいらっしゃると思います。そこのところの配慮を、できれば会議は夜ということは難しいかもわかりませんが、休みの日にやるのだとかというふうな応募に際しての会議の簡単な条件みたいなものもつければいいのかというふうなことを勝手に思っているのですが、そのコマースルをするに当たってどの程度のレベルまでお知らせをするのか、今現在で考えているところがありましたら最後にお知らせをお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ただいまのお尋ねでございますけれども、この会議につきましてはネットワークを軽くして行っていきたいと思っております。月2回程度を予定しております。夜間あるいは休日の会合等も想定しております。そのような部分についても、コマースルのところではきちんと説明していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 質疑をさせていただきます。斉藤議員と重複しないような形で聞いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず最初に、この手の審議会的なものの委員の募集といいますと、これまででありますと、ある程度どこどこからというふうな形で決められてきたのでありますが、今回に限っては、ほぼ全部自由で公募ということになりましたが、そのように全部公募みたいな形にしたという一番の大きな理由がありましたらお答えを願いたいと思います。

また、第2条のほうを見てみますと、この会議が行うべき中身について書いてあるのでありますが、今市が進めています市民協働・参画を進めていく中で、この会議体が今後中心的な役割を担っていくのではないかとというふうな感じを受けました。そこで、第2条のほうには（4）まで全部中身について書いてあるのでありますが、この会議体の自由度、要は市からの例えばこれについて研究してください、提案してくださいというふうなものほかに、この会議自体が市民協働・参画のまちづくりに関してこういうことをやってみたいなんというのを会議自体で審議し、提案できるというふうな、その自由度はどの程度あるのかお聞きをしたいと思います。

また、先ほどの説明の中には6月末の募集ということでありましたが、そうしますと、この会議体の発足はいつごろになるのかということです。第2条の中の補助金に関する事、あるいは政策提案に関する事ということを考えますと、これらを決定しなくてはいけないということになりますと、そちらのほうの締め切りより前ということになると思うのですが、発足はいつごろを考え

ているのか、以上お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 中村議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、全員を公募する大きな理由は何かというようなことでございます。名称にございますとおり、まちづくり会議というようなことでございますので、市民目線というのをまず大事にしなければならぬというようなことから、行政のほうは余りかわらずにという、事務局程度でというようなことで全員を公募したいと考えております。

次に、会議の自由度というようなことでございますけれども、例えば第2条の第1号に市民協働及び参画に係る計画等の策定に関する事、さらには4号に市民協働及び参画の推進に関する事とございます。この規定によって、かなり広い範疇となりますので、市民の委員の皆様にはみずから勉強しながら主体的に検討していただきながら自由かつ積極的な提言をしていただくことを期待しているところでございます。

会議のほうも、より創造的な話し合いをしていただけるよう部会等を設けまして、グループ討議の方式を取り入れる等委員が自由な会議運営ができるように規定してございます。

また、市民協働・参画のまちづくりというようなことにおいては、今後どのような課題が出てくるのかというようなことも、必ずしも予測できるものではございません。市民、行政ともにアンテナを張って、感度を高めていかなければならないと考えております。その意味でも、自由な議論の場、会議の自由度というものに意を用いてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、会議の発足時期というようなことでございましたけれども、これにつきましては、募集期間につきましては7月20日ごろまでをめぐりして

ございます。その後において、選考会議を行いまして、8月の上旬ごろまでには会議のほうを発足させたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 自由度につきましては、それなりに配慮して会議を進めるということでありましたので、ぜひともたくさんの方が応募されて活発な意見が交わされることを期待しております。

そうしますと、今のご説明でありますと、8月上旬ぐらいには開きたいとなりますと、お盆を挟んだりお祭りを挟んだりすると、本格的に動くのは9月くらいになるのかなというふうな今予想をしておりますが、そうなったときに、先ごろ市政だよりに掲載しました今年度初めてやる事業のほうの補助金に関することとありますとか、そちらのほうの進めるほうには支障は来さないものでありましようか。そこら辺の時間的なのは大丈夫なのでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 提案型補助金制度等につきましては、もう現在募集をしておりますので、その辺については8月の上旬に立ち上げというようなところでは間に合うと考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、6番目時陸男議員。

○6番（目時陸男） 何点かお聞きをしたいと思います。

1つは、先ほどの斉藤議員の質疑の中で答えていただきました。この17名の委員の枠については、個人、団体、地域、性別等々、それぞれの枠を設けながら選考していくと、このようなことでお聞きをしたわけでありまして、このそれぞれの枠に

ついでに17名の割り振りというか、人数を考えている部分があるとすればお知らせを願いたいと思っています。

2つ目が、17名全員が公募というようなことで、条例の中で明記をされているわけではありますが、具体的に公募の方法はどのような形で公募していくのか。あわせて公募を締め切った後というか、17名以上の応募者があった場合に、当然選考して17名を決めていくというか、このようになろうかと思いますが、その選考方法については、選考委員会等設置するとすれば、どういうメンバーでの選考委員会なのか。また、選考の基準という部分についてお知らせを願いたいと思います。

次に、先ほどの部長の答弁の中で、このまちづくり会議については自治基本条例の検討もしていただくと、このようなことでの答弁でありました。実は、本市の第5次行政改革大綱の中で、「市民協働・参画の精神を基本的な行政執行体制に如何に組み入れるかを検討し、その体系化の一方法として自治基本条例等の制定の可否を検討します」と、このようなことでうたっているわけですが、この一環として自治基本条例の部分についてもまちづくり会議の中で検討願うと、このようなことで理解をしていいのか確認をさせていただきたいと思います。

以上について、よろしく願いいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、委員の選任における枠というようなことでございます。先ほど地区とか、それから男女の割合とか、そういう部分についてご説明申し上げましたけれども、それぞれに枠、何名、何名、何名というようなことでの割り振りはしてございません。そういうものをいろいろと勘案しながら17名を選んでいくというようなことでございます

ので、ご理解いただきたいと思います。

次に、17名以上の場合の選考というようなことでございますけれども、選考委員というその部分につきましては、現在副市長をトップに総務政策部長、それから各分庁舎の所長、総務課長等を選考委員として考えているところでございます。

次に、自治基本条例との関連の部分でございますけれども、当市においては第5次行政改革大綱と実施計画におきまして、自治基本条例について、その制定要否、つまり制定する必要があるのかないのかというようなところを市民参画の組織で検討することとしております。この検討組織がただいま提案させていただいております市民協働まちづくり会議となるわけでございます。

自治基本条例につきましては、名称につきましてはまちづくり条例等さまざまございますけれども、現段階で全国の都道府県、市区町村において200以上の自治体が制定済みであり、さらに増加する傾向にあるようでございます。その一方で、制定に対して慎重な意見もあるやに聞いております。自治基本条例につきましては、市民、行政、議会のあり方を考えて、行政体制等を規定するものとされます。市民が行政やまちづくりにどのようにかかわっていくのか、市民の機運の盛り上がりによる部分が大きいものと思われま

す。そこで、この条例は一体どのようなものなのか、あるいはこの条例によりどのような効果が期待できるのか、また制定しなければ市民協働が進まないのか、あるいは課題は何かというような部分、根本的な部分において、まず市民目線で検討していただくことを、その趣旨としておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

（「公募する方法」の声あり）

○総務政策部長（伊藤道郎） 公募の方法につきましては、先ほども申し上げましたとおり、市政だより等に載せまして、市民の皆様から応募をして

いただくというようなことをごさいます。もちろんホームページ等にも載せますけれども、一応応募する段階で作文等を提出していただく予定としております。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今の公募の方法については、今部長おっしゃいましたが、市政だより、ホームページ、加えてそれぞれの地域の中で、それぞれの行政の行事とか、市民に伝える部分について、防災無線を利用しながら周知をしているという部分もずっと長年の状況としてありますので、それらについても利用しながら、市民に応募を促していくという方法を駆使していただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

自治基本条例の要否についても、このまちづくり会議の中で検討していく、このようなことではありますが、自治基本条例はその市町村の憲法に当たると、このようなこと言われているわけですが、この議論をしていくという部分については、大変重要な課題だろうというふうに思っているわけでありす。とりわけこれからますます地方分権が進んでいくというようなことが、もう既定事実として流れの中にあるわけでありす。そういう点も考えた場合に、自治基本条例というのは私は必然的に必要不可欠なものになっていくだろうというようなこと思っているわけでありす。そういう面でいった場合に、先ほどの部長の答弁は、このまちづくり会議で議論する場合に、位置づけとして市民目線に立った議論をしていくというふうなことをねらいとして持っているという意味の答弁でありました。こういう状況でいった場合に、とりわけ私は自治基本条例にかかわる部分等々含めて、あらゆる各層の市民の意見という部分についていただきながら、その中でまちづくり会議の中でそれを受けてというか、それも参考にしながら議論していくということが、より必

要だろうという認識をするわけでありす。そういう点について、市としてどのように考えているのか。当然そういうようなことになりす。私は自治基本条例の部分については、必要か否かということではなくて、必要だという位置づけの中で議論をしていくということ、この部分については要望でありす。先ほどの部分、再度よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ただいま目時議員お話がありましたとおり、自治基本条例ということにつきましては、非常に重要なものでございまして、市民各界各層からのいろいろなご意見はいただきたいと思ひております。

このまちづくり会議の募集は、18歳以上を対象としておりますので、若い年代からシニアの年代まで、どのような方でも応募ができるというようなことございす。また、会議のほうも先ほど申し上げましたけれども、平日の夕方、あるいは夜とか土曜日、日曜日等の開催も予定しておりますので、なるべく多くの方の参加をいただいているいろいろなご意見をお聞きしたいと思ひております。

以上でございす。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） わかりました。

最後に要望でありす。先ほどそれぞれの…

○議長（山本留義） 目時議員、質疑の場面でありすので、できれば要望という言葉は……。

○6番（目時睦男） 検討していただきたいと思ひますが、それぞれの個人、団体、地域、性別等々、年齢も含めた各階層の17名の委員の選考を図っていくというようなことでありす。特に宮下市長が大事にしてきているのは、コミュニティーを大事にしていくというようなことをこれまでも

言われているわけで、そういう面からした場合に、とりわけこの地域という部分については、ぜひともそれぞれの地区を網羅した形の中での17名の委員という部分について考えていくことをお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 3人の議員さんが、大体私の聞きたいことを全部聞いてくれたのですが、女性との割合については、大体30%以上を目標としているということですので、30%から50%を目指していただきたいなと思います。

また、年齢層につきましては、今ご答弁いただきましたので、わかりました。

もう一点だけお尋ねいたします。これに応募してくる方というのは、やはりまちづくりを實際やっていたらいい方、まちづくりに興味のある方が応募してくると思います。その場合、先ほど市民提案型補助制度の審査もありましたので、補助事業を受けてみずからまちづくりをしようという方たちは、これは応募しないほうがよろしいということですか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 今のお尋ねでございますけれども、そういう団体から応募しないほうがいいかというようなことではございますけれども、特にそういう部分については制限は設けてはおりません。部会等に分かれていろいろと協議しなければならない、あるいは話し合わなければならないというようなところがございまして、その部分、もしかすれば、その関係する部会からはちょっと外れてもらうとか、そういうような形でやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 応募の作文等を提出していただくということですので、やはり作文を書いて応募するという方は、それなりにまちづくりに対する熱い思いをお持ちの方だと思っております。そしてまた、もう動き出している方たちもたくさんいらっしゃると思いますので、その辺のところを、難しい問題ですけども、配慮しながら進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第38号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第39号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第39号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 議案第39号に対して質疑いたします。

第5条のむつ市乳幼児医療費給付条例の一部改正ですけれども、第3条の現行を読みますと、「この条例により乳幼児医療費の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、本市に登録され、又は登録されている

者であって、かつ、医療保険各法の被保険者または被扶養者である乳幼児の保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の適用（停止中を除く。）を受けている者は除く」とありまして、改正案につきましては、「外国人登録法に基づき」という文言が抜けております。このことによりまして、今まで対象者であった方が給付を受けられなくなるという場合がありますか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 濱田議員のお尋ねにお答えします。

むつ市では、従来より外国人登録法に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている者に対して、医療費の給付を実施しておりますので、今回の改正による影響は全くございません。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第39号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第40号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第40号 町の区域の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第40号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第41号

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第41号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に澤畑正敏氏を推薦することについて議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第41号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇議案第42号

○議長（山本留義） 次は、日程第6 議案第42号

平成24年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第42号 むつ市一般会計補正予算について、5点ほど質疑をさせていただきます。5点のうちの4点は、去年の雪害に対する市の施設の補修という部分で、もう一点は図書購入というところであります。

まず、去年の雪害によって壊れた市営住宅改修費で、金額はちょっと忘れましたが、改修費を計上しておりますが、具体的にどこの市営住宅で、どのような内容なのか。

次は、先ほどの市長の追加提案で、ほかの施設の改修をするのだというふうな話をされましたが、当初今回の議案が出たときは、それがありませんでしたので質疑通告しましたが、その雪害で現在積算中の施設があるというふうな市長のお言葉でしたので、それはどこで何件あるのかという質疑をさせていただきましたので、重複してもよろしいですので、説明をお願いします。

次は、釜臥山スキー場のレストハウスを直すということですが、この修繕内容、どういうことなのかお知らせをお願いします。

雪害についての最後は、補正予算書の8ページにあります。災害弔慰金500万円を今回提案しております。この災害弔慰金というのは、どのような事例にどんな基準で支払われるお金なのかを説明をお願いします。

最後になりますが、小学校教育振興費の中で今回50万円の図書購入事業を計上しております。そもそもこういう項目については、当初予算で計画的に配備していくものだというふうに私は思っておりますが、わざわざ補正をかけてまで図書を購入しなければならなかった理由をお知らせくだ

さい。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

平成23年12月から平成24年2月にかけての大雪により品ノ木団地ブロック造平家建て3棟と板子塚団地木造平家建て1棟が軒折れ、桜木町東団地は木造平家建てで2棟が屋根の崩落、緑町団地木造平家建て3棟が屋根鋼板が断裂する被害を受けたものであります。このうち品ノ木団地と板子塚団地は、軒先に積もった雪の荷重、桜木町東団地は屋根全体に積もった雪の荷重による損傷、緑町団地におきましては、屋根に設置していた雪どめ金具が屋根全体の雪の荷重に耐えられず外れた際に、その接続面の屋根鋼板が断裂したものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） それでは、雪害による経費積算中の施設は、どこで何件あるのかというお尋ねにお答えいたします。

経費積算中の施設につきましては、先ほど追加提案いたしました議案第43号の提案理由の説明で申し上げました脇野沢いのしし畜舎、むつ市川内町さけ・ますふ化場管理棟、川内公民館等として川内公民館、松川公民館、畑公民館、湯野川公民館の6施設となっております。また、これ以外のむつ市野菜集荷貯蔵施設、農業用ガラスハウス、むつ市永下牧野管理農機具庫、むつ市林業研修集会施設、水源施設のフジ棚、むつ市関根小学校の6施設につきましては、各施設の既決予算の中で改修を行うこととしております。また、むつ市釜臥山スキー場第1リフト3号支柱につきましては、第1リフト全体の状況を調査のうえ、旧第一川内保育所、旧文化財収蔵庫につきましては施設のあり方等も含めた検討を行い、それぞれ対処方

針を定めることとしております。

これによりまして、議案第42号で計上いたしました、今建設部長から説明もありましたけれども、桜木町東団地、品ノ木団地、緑町団地、板子塚団地の各市営住宅及び釜臥山スキー場レストハウスの5施設を合わせた全体の改修施設は20施設となり、これに要する経費の総額は3,153万7,000円となっております。

なお、改修費の大半につきましては、建物共済金で補てんされる見込みとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 釜臥山スキー場レストハウスの改修内容は何かというお尋ねでございますが、これはこの冬の大雪によりまして、屋根の軒部分とサッシ並びに外壁の破損に伴う補修となっております。いずれも雪の荷重等によるものでございます。この改修に要する費用につきましては、この財源でございますが、先ほど財務部長もお話しいたしましたが、建物災害共済金として全額を計上してございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 続きまして、災害弔慰金についてでございます。災害弔慰金は、暴風雨、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他自然災害により死亡した方の遺族に対して支給されるものでございます。この冬の大雪に関しましては、むつ市も災害救助法が適用となっておりますことから、この災害によって亡くなられた方等に支給されるものでございます。これにつきましては、雪おろし作業中の被害なども含まれます。ことし1月と3月に当市でお亡くなりになられた2名の方についても、大雪を要因とする死亡であると青森県警察が断定しましたことから、災害弔慰金の支給対象としたものでございます。

災害弔慰金を支給する遺族の範囲及び支給額は、災害弔慰金の支給に関する法律及び同法施行令に規定されており、これらに準拠して制定しておりますむつ市災害弔慰金の支給に関する条例の規定に基づきまして支給されるものでございます。それに係る費用につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市町村4分の1の負担となります。

まず、災害弔慰金を支給する遺族の範囲についてでございますが、配偶者、子、父母、孫、祖父母となっております。支給する遺族の範囲内の者がいずれも存在しない場合に限りまして、亡くなった方と同居し、または生計を同じくしていた兄弟、姉妹に支給することとなります。支給額につきましては、亡くなった方が災害弔慰金を受け取るべき遺族の生計維持者であった場合は500万円、そのほかの方が亡くなられた場合は250万円となっております。当市でお亡くなりになりました2名につきましては、2名とも単身世帯でございましたので、支給額がそれぞれ250万円であり、支給する遺族はお二人ともお亡くなりになられた方の子供となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 小学校図書購入費を増額補正することについての、その理由についてご説明いたします。

本補正予算は、去る4月25日、どんぐりこどもクリニック院長、佐々木正人氏よりいただいた50万円のご寄附を原資としまして、市内の小学校13校に図書購入費を均等配分するためのものです。

ご寄附の趣旨は、むつ市の子供たちがすくすくと育っていける環境に少しでも役立てたいという思いから、市内小学校の図書の充実を図ってほしいとのことでございました。教育委員会としまし

ては、子供たちに氏のご厚意をできるだけ早く届けられるように、直近の本定例会に補正予算を提案したものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 説明でよくわかりました。雪害に関する被害の総括は、やはり記録として残して議会にもまとまった後は報告すべきだと私は思いますが、そのこのところをどのように考えているのかをまずお知らせ願いたいと思います。

その雪害の施設の被害について、1つだけ、釜臥山スキー場の第1リフトの足がずれたのですか、今調査中なのかどうかわかりませんが、来年のスキー場の運営にどのような影響があるのか。もしかしてリフトが直せなくて第1リフトが使えなくなるのか、それとも行政側はそのスキー場を来年度も使えるように、そのリフトを早期に直そうと考えているのかをぜひ紹介していただきたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

まず1点目の災害の総括をぜひ議会のほうにも報告していただきたいというふうな話でございました。私ども財務部の今回の取りまとめは、補正予算に計上し、速やかに施設改修を行って、市民の公共施設の利用に支障が出ないようにということで、50万円以上ということでの枠で全庁に照会したところでございます。それで、今上がってきたのがこの20施設というふうな状況でございます。全体ということになりますと、さらに少額の部分もあろうかと思っておりますので、さらに照会して、その全容を明らかにしたうえで、行政報告等の機会を得まして、後ほど説明を申し上げたいというふうに思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 釜臥山スキー場の第1

リフトの件でございますが、これは今冬の大雪によりまして、スキー場に約50メートル、深さ2メートル、そして最終的には6メートルほどの亀裂が入りました。その結果、第1リフトの3号柱、下から3つ目のリフトを支える柱でございますが、結果的にそれを若干押ししてしまったということで、支柱の傾斜とか下のアングル部分に変形が見られました。このため当市では、その後職員による調査を進めております。

ただ、結果はまだ出ておりませんが、今後専門家を交えた調査をしてまいるわけですが、議員おっしゃいますとおり、当然ながら来年のシーズンに間に合うよう、これは第1の目標でございます。ただ、これは人を運ぶ、すなわち安全を運ぶというリフトでもございますので、この調査を3号柱だけではなくてリフト全体、第1リフト全体の調査によりまして、調査を進めつつございますので、できるだけ早い機会にこの調査を終えまして、その結果によってさまざまな方策を考えてまいりたいと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 県補助金の青森県核燃料物質等取扱税交付金について質疑をさせていただきます。

これは、県が今年度の新設した交付金でありまして、核燃料税収入の15%相当か20億円を下回る額というふうな取り決めがあるそうでありますが、今回全体で総額17億8,088万円を県のほうでは計上しております。施設の立地4市町村、むつ市、東通村、六ヶ所村、大間町にそのうちの半分で、残りの周辺11町村に半分というふうな形での交付金なのでありますが、この県で新しく創設し

たこの交付金の使い道につきまして、まずは国から来ておる交付金のほう、大分使い道広がってきておりますが、それと比べて使い道に関しまして縛り等があるのか、そこら辺の内容をお聞きしたいと思います。

これは、ことし始まった交付金ではありますが、今後とも続いていく交付金なのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

また、今回立地4市町村で半分ということですが、もし市のほうでとらえているのであれば、他3町村の交付額がわかるのであればお知らせを願いたいと思います。

今回むつ市のほうは1億9,238万9,000円ということなのですが、この額に対しましてどのような感想を持っているのか。満足しているのか、いや、もうちょっと出してくれればなというふうに思っているのか、そのあたりのところをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この新たな青森県核燃料物質等取扱税交付金、この部分の使途、かなりこれは緩やかなものでございまして、この部分につきまして、今年度は1億9,238万円余というふうなことを交付されるわけでございます。市の抱えている行政課題、多くのもの、財源が非常にかかるものがあります。この部分に充当していきたいというふうな形で考えております。とにかくこの課題を1つずつ解決していくためには、バックボーンとなるのは持続可能な財政運営というふうなこと、私の大きな施策として掲げておりますので、この交付金については県からのものでありますので、交付要綱、このルールにのっとりまして、活用可能な事業に充当していきたいと、このように思います。かなり緩やかな形の交付要綱でございますので、対応していきたいと。

今回は、この形で来るのが平成25年までの期限

と、このようになっております。それで、額に満足しているのかというふうなことではございますけれども、何と比較して満足しているのかというふうなところがありますので、満足とも不満足とも、今のお尋ねにはなかなか答えづらいところがあります。ご理解をいただきたいと、このように思います。

他町村につきましては、ちょっとその具体的な金額等は、こちらのほうでは承知しておりません。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 使い道につきましては、今説明していただいたとおり、大分緩いということがあります。私が新聞報道等で知り得るところでありますと、国の交付金よりはる大分使い道が広くて、地域振興以外に加えまして、新たに基幹道路整備でありますとか防災設備の拡充とかも対象になって、大変用途が広いものになっているということではございます。そういうふうな面を考えてみた場合、先ほど市長は持続可能なというようなことで、市が抱えておりますさまざまなことについて使っていきたいというふうなお話をされておりましたが、やはり出どころが出どころなものですから、ある程度そういうふうなものに特化した形の使い道が市民の皆さんに理解が得られるのではないかなというふうに私考えておるところではございますが、今の説明でありますと、現在のところ平成25年までということ、また平成25年度に終わってしまうのか、それ以降続くのかというのは、はっきりしたところは答えられないと思いますが、多分続いていくと私は思っておりますので、やはりこれに関しての使い道は、ある程度計画性があってしかるべきものだと思います。年度年度でこっちのほう、あっちのほうではなくて、全体として計画的にこういうふうなものに使いたいというふうなものがぜひともあるべきだと思いますので、この将来的な使い道に関しての考え方はないのかどうか

お聞きしたいと思います。

また、満足しているのかという聞き方をしましたのは、これに関しましていろいろ今まで議論がありましたし、何%だというふうな議論もあったということで、今回このような形で来たということで、満足していますかというふうな聞き方をしました。加えまして、今現在市が時間をかけて慎重に検討している自主課税につきましても、恐らくかけどころは一緒になってくると思いますので、そちらのほうに影響が出ることは考えられないのかどうか、以上をお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、中村議員は、この部分については事業を限定してというふうなご趣旨のご発言だと、このように思いますけれども、つまりこの交付金が入ってくることによって非常に振り替えられる財源というふうなものが余裕が出てまいります。この部分でさまざまな形で、私はこの段階で事業を限定していくと、緩やかな交付制度の中ですので、できるだけその緩やかな形の中で振り替えられる財源というふうなものを生み出して、そして広くというふうな、今年度はまた平成25年度まで、そういうふうな形で振り替え財源というふうな形でさまざまなところに充当していくものでないのかなと、あるべきだなと、こういうふうに今私は思っております。

さらに、この部分につきましては、三村知事がかなりのご勇断をしていただきました。これには心から感謝申し上げますし、この部分では8市町村がさまざまな形で、原子力発電所に係る関係市町村長会議というふうなことが設置されまして、この要請を受けていただいて、この判断に至ったというふうなことが前段としてありますので、この部分において県に対しまして心から感謝を申し上げたいと、このように思っております。

また、当市で考えている法定外課税というふう

なことだと思えますけれども、県のほうの考え方は、地方自治体の課税権は否定はしておりません。ですから、この交付と私は別物であるというふうな思いをいたしております。つまり自主課税権は否定はしないというふうな部分、このご発言がありますので、そのような形でこれからも検討を重ねていきたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 4点お聞きをしたいと思います。

1点目は、先ほどの議員の質疑の中で解明された部分もあるわけではありますが、体育施設管理費寄附金ということで100万円を寄附されております。その部分については、歳出の中でむつ運動公園野球場リニューアル記念事業費と、こういうふうなことであります。ここの部分については、寄附者がどなたで、どこで、そして用途が明示された寄附金なのかどうかについてお知らせを願いたいと思います。

2点目が下北文化会館の直流電源装置更新の費用として409万8,000円計上されております。この直流電源の部分については、何かお聞きしたところでは、警報装置が作動して、その中で更新をしなければならないということから更新をすると、このようなことのようにありますが、通常の状態の中で定期的な点検をしているのかどうか。仮に使用しておいて、電源装置の状況によって漏電が発生して、そして火災が起きるとか、こういうようなことでは、この施設の状況からいって安全上の考慮を十分にしていかなければならないかと思うので、その辺の内容についてももう少し詳しくお聞きをしたいと思います。

次がハイブリッド街路灯の設置で700万円計上しておりますが、この設置場所と、今後ハイブリ

ッド街路灯の計画があるのかどうかをお聞きをしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） むつ運動公園野球場リニューアル記念事業のその財源についてのお尋ねでございますが、この寄附者は青森県軟式野球連盟様からによるものです。これは、趣旨といたしましては、3.11東日本大震災見舞金として、むつ市の場合には特にむつ運動公園野球場の環境整備等の費用に充当していただきたいという趣旨でございました。寄附者との話し合いの中で、最終的には、それでは子供たちのために、このリニューアル事業のほうに充当していただきたいということで、このリニューアル事業の、これは野球の大会でございますけれども、そのほかに子供たちが使える例えば少年野球で使う外野のフェンスといたしますか、そういうものの備品の購入とか、そういうものに充てた事業でございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お尋ねの2点目は、下北文化会館にかかります負担金についてのお尋ねでございます。

下北文化会館の直流電源装置ですけれども、停電時の館内の非常灯と高圧受配電盤遮断機操作等の電源となるというふうなものでございます。去る4月24日の午後10時以降に、そのバッテリーの異常警報が出たことで判明したということでございまして、人が多く集まる施設でございますので、今後の施設の運営あるいは利用者の安全確保のために速やかに改修を図るという趣旨のものでございます。

通常の保守点検でございますけれども、そういう集客施設でございますので、当然指定管理者において適正にされているものというふうなことで

理解しております。

以上です。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ハイブリッド街路灯の部分でございます。これは、再生可能エネルギー等導入事業として整備するものでございまして、平成24年度から平成27年度までの4年間におきまして、本庁舎、川内庁舎に太陽光発電システムを整備するほか、市内公共施設等に風力発電と太陽光発電によるハイブリッド街路灯を19基整備するものでございます。全体の事業費としては、4年間で約2億円を予定しておりまして、その財源につきましては全額環境省の補助金を活用するものでございます。

今回補正予算として計上いたしました699万8,000円につきましては、本年度本庁舎に整備します太陽光発電システムの実施設計費と、平成25年度から平成27年度までの3カ年で整備いたしますハイブリッド街路灯整備に係る地質調査等の実施設計費となっております。

ハイブリッド街路灯の設置場所につきましては、防災拠点では本庁舎、大畑庁舎、脇野沢庁舎の3カ所に、避難所では市内の小学校、中学校合わせて12校のほか、下北自然の家などの社会教育施設2カ所の計17カ所に合計で19基のハイブリッド街路灯を設置することとしてございます。

今後でございますけれども、平成25年度には津軽海峡沿岸部の大畑地区、そして関根小学校のほうに街路灯を設置すると。平成26年度には、川内、脇野沢地区、そして奥内小学校のほうに設置と、最終年度、平成27年度においては、それ以外のむつ地区に設置する予定となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 下北文化会館の電源装置の点検の部分ですが、先ほどの話では、指定管理者が

定期的に点検を行っている、このようなことであります。点検の部分については、指定管理料の中に入っているという理解でよろしいでしょうか。そうした場合に、点検の結果については、指定管理者のほうから市のほうに報告するようなシステムになっているのかどうか、確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 下北文化会館は、下北地域広域行政事務組合の所管施設でありますので、指定管理者から市のほうに直接報告があるということではございません。恐らく下北地域広域行政事務組合のほうに報告等はなされているかと思われれます。

また、具体的に、ではその積算の中に間違いなくそのところは算定されているのかということにつきましては、今手持ちの資料はありませんので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 具体的には下北地域広域行政事務組合の中での問題というようなことのお話であります。しかし、この施設は本市の市民もいろんなイベント等々含めて供用している施設であります。そういう意味で、市民の安全という面では後ほど、先ほどの部分については議会に報告をしていただくことをお願いして終わります。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

まず、8ページのほうの再生可能エネルギー等導入事業費699万8,000円ですが、詳細は先ほど部長のほうで答弁されましたのでよろしいのですが、これは県の補助事業、平成24年度から平成27年度、2億円で国の環境省の補助事業とかという説明もあったのですが、改めてちょっと聞きたいの

ですが、これは県の補助事業ですけれども、そういう意味では今年度限りのものなのか、それともずっとこれから何年間も続くものなのか、これをまずお聞きしたいと思います。

それから、ことし7月から電気の買い取りが実施されるのですが、今回太陽光発電パネルを設置するというのもありますので、この設置と、それこそ買い取りしてもらおうということで、幾らか収入が入るとかというふうなものにもなるものかどうか、まずこのところをお聞きしたいなというふうに思えます。

それと2点目ですが、市営住宅の改修事業費ということで534万4,000円。これの詳細は聞きました。それで、品ノ木だとか板子塚、結構な箇所の施設が雪で壊れたということになっておりまして、やっぱり市営住宅は人が常に住んでいるところですから、そうそう壊れたりすることがあってはならないなというふうに思っております。それこそ住民に被害がなくてよかったなというふうに思っているのですが、そういう意味では事前に点検をして、きちんとしたものを提供するべきだというふうに考えております。そういう意味では、壊れないようにもっと改修補強というものを進めるべきではないかと。

あわせてちょっとお聞きしたいのが、結構市営住宅、古いところがあるのですが、耐震診断というのは全市営住宅で行っているのかどうか、安心して住めるような状態になっているのかどうか、このところをあわせてお聞きしたいなというふうに思えます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 再生可能エネルギー等導入事業についてでございます。

県の補助事業は、今年度限りかというようなお尋ねでございました。補助金は、環境省からの補助金を青森県が基金造成いたしまして、その基金

のほうから市町村に補助するものでございます。
その補助における事業期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間となっております。

次に、固定価格買取制度とこの事業との関係ということでございますけれども、この事業におきましては、整備します太陽光発電システム及びハイブリッド街路灯は、補助の要件として売電することが禁じられております。システムそのものが売電できないようになっているというようなことでございますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 横垣議員の2点目のお尋ねにお答えいたします。

市営住宅は壊れないように改修補強を進めるべきではないかというお尋ねでございますが、これにつきましては、今回被害を受けました住宅について、それぞれ取り組みが違いますので、その旨をお伝えしたいと思います。

桜木町東団地2棟は、老朽化が著しいことと、政策空き家としていることから解体をすることといたしております。

軒が折れた品ノ木及び板子塚団地の住宅は、被災部分を撤去のうえ、復旧工事を実施いたします。

緑町団地につきましては、断裂した箇所のおふきかえと雪どめの補強を実施する予定でございます。

お尋ねの2点目、市営住宅の耐震診断は行われているのかについてでございますが、旧耐震基準で建設されたPC造、プレキャストコンクリート造といいますが、金谷団地44戸、川守町団地8戸、外山団地31戸につきましては、平成22年度に診断を実施しております。このうち基準に達していなかった外山団地の2棟10戸について、平成23年度で換気扇の開口を閉鎖する耐震改修工事を実施したところでございます。

なお、昭和56年5月以前に建設された木造及び

コンクリートブロック造の市営住宅の耐震診断につきましては、耐震診断の判定手法が明確化されていないことから、耐震診断は実施できておりません。いずれにいたしましても、当該住宅は築30年以上を経過していることから、主要構造部と材料の劣化損傷が進んでおりますので、入居者からの要望に対応しながら、巡回等の強化により建物の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 1点目の再生可能エネルギー等導入事業についてですが、これは全く国・県の補助金をそのまま実施したという中身になっておりますが、私はぜひむつ市自身もこれに上乘せをして実施してもらいたいなというふうな思いがあるのですが、そういう考え方がなかったものかどうか、改めてお聞きしたいなと。

それと、平成24年度から平成27年度、4年間はこういう金額で来るものでしょうか。699万7,000円というのが、もう4年間実施されるものか。先ほど2億円というお話もあったので、何か全然計算しても合わない2億円になってしまうのですが、そここのところの金額がどういう形で4年間推移していくのかというのもお聞きしたいなと。

それと、売電が不可能だというのは非常に残念な話だと思います。例えば庁舎でもう十分使って余るといった場合は、ではどういう形になるのでしょうか。それこそ蓄電池ですか、そういったもののためにしておくことができるものかどうか、そここのところも再度確認させていただきます。

以上です。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） このもととなるお金の部分でございますけれども、これは平成23年度の国の第3次補正で予算化されたものでございま

す。国における予算規模は840億円というようなことで、青森県にはこのうちの85億円が配分されております。平成23年度においては、県において基金造成のみを実施しております。平成24年度から平成27年度までの4年間で県内の自治体において事業を行うというようなことでございます。この中で先ほど2億円程度というようなことでお話し申し上げましたけれども、平成24年度は今回補正として上げている部分でございます。今後平成25年度には1億1,000万円余り、平成26年度には6,000万円余り、平成27年度には2,000万円弱というようなことで事業費の配分を予定してございます。

それから、太陽光発電システム、売電できないというようなことでございますけれども、これにつきましては、発電システムと、そして蓄電池を設置する予定でございまして、蓄電池のほうにフルに充電されるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 平成25年度は1億円、平成26年度は6,000万円とかという形で、かなり大きな金額で、それなりのものができる金額だなというふうに思います。これは、使い道全部もう決まっているものでしょうか。これ再度確認させていただきます。もしまだ決まっていないのであれば、私としてもいろいろ提案したいことがありますので、それをまずお聞きしてから、後で一般質問なりでも提案をしていきたいと思っております。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 横垣議員のご提案もお聞きしたいところでございますけれども、残念でございますけれども、全体計画のほうは一応決まっております。平成25年度につきましては、本庁舎の太陽光発電システムの設置工事費、それから川内庁舎の太陽光発電システムの実設計画

委託料、ハイブリッド街路灯の工事費、これは6基分を予定しております。平成26年度には、川内庁舎の太陽光発電システムの設置工事、それからハイブリッド街路灯5基を予定しております。平成27年度には、ハイブリッド街路灯8基を予定してございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第42号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

ここで11時35分まで暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇報告第4号

○議長（山本留義） 次は、日程第7 報告第4号
平成23年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

報告第4号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第5号

○議長（山本留義） 次は、日程第8 報告第5号
平成23年度むつ市介護保険特別会計繰越明許費繰
越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終わります。

報告第5号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第6号

○議長（山本留義） 次は、日程第9 報告第6号
平成23年度むつ市下水道事業特別会計繰越明許費
繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終わります。

報告第6号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第7号

○議長（山本留義） 次は、日程第10 報告第7号
平成23年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の質疑を終わります。

報告第7号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第8号

○議長（山本留義） 次は、日程第11 報告第8号
平成23年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書を
議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号の質疑を終わります。

報告第8号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第9号

○議長（山本留義） 次は、日程第12 報告第9号
平成23年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第9号の質疑を終わります。

報告第9号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第10号

○議長（山本留義） 次は、日程第13 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第11号

○議長（山本留義） 次は、日程第14 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成23年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 1点だけお願いいたします。

25ページに下北医療センター負担金2億300万円というふうな数字がございますので、この内訳をお聞きしたいというふうに思います。むつ総合病院が1億9,400万円というふうな数字もありま

すので、結局赤字の補てんかなというふうに考えますので、内訳を教えてくださいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

議員ご承知のとおり下北医療センターは、下北医療センター全体の平成20年度決算において約59億7,500万円の資金不足額を生じ、資金不足比率が51.8%となり、財政健全化法に定めます基準値の20%を超えたことから、平成21年度から平成24年度までの4年間で資金不足比率20%を下回ることとした経営健全化計画を策定し、経営健全化団体からの脱却を目指し経営改善に努めている状況でございます。

この資金不足、いわゆる不良債務の解消につきましては、一般会計からの支援がなければ到底達成できるものではないことでありますことから、下北医療センターと構成市町村が一丸となって不良債務解消に取り組んでおりまして、平成21年度で7億4,900万円、平成22年度で10億5,000万円を解消し、経営健全化計画に沿った形で不良債務を解消してまいりました。

平成23年度決算見込みにおいて、むつ総合病院における7対1看護から10対1看護への看護体制の変更に伴う診療報酬の減収、あるいは入院患者数の減少による収益の悪化等が見込まれまして、計画達成が厳しい状況となりましたことから、一般会計の決算見込みを勘案しながら追加の支援を行うということとしたものでございます。

大畑診療所、脇野沢診療所及びむつリハビリテーション病院につきましても、個々の施設の決算見込みに基づき経営健全化計画に定める目標を達成するための増減を調整いたしております。

この結果、下北医療センターの平成23年度決算見込みにおきましては、約9億6,400万円の不良債務を解消いたしまして、資金不足比率が28.7%

となり、目標値の28.9%を0.2ポイント上回る見込みで計画を達成してございます。

補正いたしました2億300万円の内訳といたしましては、むつ総合病院が収益の悪化に伴う支援分として1億9,400万円、大畑診療所及び脇野沢診療所は不良債務の解消分としてそれぞれ1,400万円と500万円、むつりハビリテーション病院におきましては、負担金の決算見込みにより1,000万円の減となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） むつ総合病院が赤字で1億9,400万円の負担というのは非常に残念なのですが、というのは、今までかなりむつ総合病院は黒字を回復して努力がかなり実っていたという部分があったのですが、この平成23年度で赤字になってしまったと。それは7対1看護から10対1看護というのがありますけれども、やはりこういう赤字に転落したというのが非常に残念だなというふうに思っております。これは、例えば平成24年度以降からはこういう赤字は防げる、そういう対策はとれるということになっているのかどうか、このところを再度確認をさせていただきたいと思えます。

そして、むつ総合病院は不良債務はほぼ解消したというふうに、そのところもちょっと確認させていただきたいのですが、解消したというふうに考えていいのかどうか。かなりの金額があったのですが、不良債務は解消して、結局この1億9,400万円というのは単年度の赤字だというふうなことでいいのかどうか、そのところも再度確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

まず、むつ総合病院が赤字になったということ

ではございません。前にも申し上げたと思うのですけれども、下北医療センター全体の経営健全化の目標というのは、むつ総合病院が議員おっしゃいますとおり、それまで抱えていた55億円の不良債務を解消し、大分経営内容のほうが良好となってきました。むつ総合病院のそういう黒字分が各診療所の赤字分を吸収したような形で下北医療センター全体で経営健全化の目標を達成していくというふうな計画になってございます。ただ、先ほど申し上げましたように、看護体制の変更あるいは入院患者の減等で収益が落ちてきたということで、思ったようにむつ総合病院の黒字が出てきていないというふうなことで、赤字になったということではないです。いわゆる計画が、そのところがちょっと達成が難しくなっているという段階でございます。

それから、不良債務の解消はしたのですねという確認ですけれども、それはそのとおりでございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 再度確認なのですが、そうするとこの1億9,400万円というのは、例えば計画が7億円の黒字の予定だったと、その7億円に1億9,400万円が足りなくて7億円を満たすためにこのお金は負担をしたのだという意味でよろしいのかどうか、そのところも再度説明をお願いいたします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） そういう見方ができなくてもないわけですが、その7億4,000万円というのは、直接はそういうことではありません。それは、あくまでも不良債務の解消分ということの話でございます。むつ総合病院のほうは、あくまでも不良債務ではなくて、いわゆる経営分の収支の分ということで考えていただきたいと思います。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第11号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第11号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第11号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第11号は承認することに決定いたしました。

◇報告第12号

○議長（山本留義） 次は、日程第15 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成23年度むつ市水道事業会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇報告第13号

○議長（山本留義） 次は、日程第16 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第13号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第14号

○議長（山本留義） 次は、日程第17 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 報告第14号の提案理由に「東日本大震災の被災者等に係る」という文言がありますので、この法律が適用される方は、むつ市内に対象者がいるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 対象者についてのお尋ねかと思いますが、むつ市内に現在のところ対象

者はございません。ただし、被災地から今後当市に転入される方の中には、場合によってはこの対象となる方がいる可能性がございますが、これにつきましては、今後申告に伴って国保税の課税ということで最終的に適用される方もおりますけれども、現在のところはいないということでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第14号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第15号

○議長（山本留義） 次は、日程第18 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 今回のこの報告第15号の報告は、全体的に減額補正というふうになっております。ところが、提案理由を読みますと、「市が実施する未就学児等への医療費現物給付により増額となる医療費に係る予算措置をする」というふうな理由がありまして、増額となる医療費ですから、プラスの補正かなというふうに思います。そういう意味では、ちょっとよくわからないので、説明

をお願いしたいと思います。結局一般の被保険者療養給付費がマイナス3億6,998万8,000円というふうになっているのですが、ここの金額の中に未就学児の増額も含め、プラス・マイナスでこういうマイナス3億6,998万8,000円という数字になっているのかどうか、そこのところを教えてくださいたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） お答えいたします。

市が行う未就学児等への医療費現物給付事業というものが始まってございますが、これによりまして、それ以前と比べまして、医療機関への受診が非常に容易な状況になったという事実がございます。そういう市の政策に対して、本来であれば医療費がある程度の金額で済んだにもかかわらず、この容易になったということで、その分については医療費の増につながっている部分がございますので、その部分の経費につきまして市の負担を求めたということでございますので、それについては国保会計へ繰り入れという中で処理をさせていただいております。

また、一般被保険者療養給付費が3,699万8,000円、これ減となりましたのは、これは被保険者の減少及び、ことしは入院医療費が大幅に減少しておりますので、最終的には医療費が減となる見込みがございましたので予算の減額を行ったということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 私先ほど3億6,998万円とかという数字、ちょっと間違っちゃってしまいました。3,699万8,000円に訂正させていただきます。

先ほどの部長の説明、ちょっとわかりづらいのですが、確かに9ページのほうの一般会計繰入金というので補正3,997万6,000円というのが繰り入

れをされていて、これが未就学児の医療費の増加分だと思うのですが、この繰り入れがふえたと。支出がこの分ふえていないとだめだなというふうに思うのですが、そこのところをもう一回ちょっと説明してもらいたいと思います。そのふえていなければならないのが、逆に一般被保険者療養給付費で3,699万8,000円が減っているのです、ここのところの関係をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） お答えいたします。

医療費総額として見れば、先ほどのお話の中でも若干触れていますけれども、減っているわけです。これは、さまざまな要因によって減となったわけでございますけれども、ただ未就学児等の医療費につきましては、本来それとあわせて減っていくはずであったわけでございますけれども、ただ市が行った事業によって、現物給付という関係から、本来であればある程度で済んだものが、実際上はそれ以上ふえたという形になるわけでございます。ですから、その分の差額を市が政策として実施したことに伴う医療費として市からご援助をいただいたという内容になってございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第15号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第16号

○議長（山本留義） 次は、日程第19 報告第16号

専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、市立第三田名部小学校屋内運動場改築工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 1点だけお尋ねをいたします。

この報告については、第三田名部小学校の屋内運動場、体育館の改築工事で、工事中の変更で地下水の排出機器と屋根面の断熱材の変更によって1,176万円を増額したということでの報告案件であります。それぞれの増額の内訳についてお知らせを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

地下水排出機器の追加については、総延長192.3メートルの配水管及び排水ポンプ2台を60日間設置した経費でございまして、諸経費を除いた直接工事費は737万6,000円となっております。

次に、屋根面断熱材につきましては、現場発泡ウレタンを833平方メートル施工した経費で、諸経費を除いた直接経費は113万2,880円となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） わかりました。それで、地下水が工事途中で出水したというような状況で、このような排出機器を追加せざるを得ないという状況のようであります。そのことによって、この工事を完成した中で、耐震上問題がなかったのかどうか、この点についてお知らせを願います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 耐震上の問題はなかったかという部分でございますけれども、屋内運動場には9メートルのコンクリートくい、これを64本打ち込んでいることから、今お尋ねのありましたその地下水に影響されることなく建物そのものは自立し続けることができます。また、建物本体につきましては、新耐震基準に基づきました構造物でありますから、耐震面などでは支障が生じることはございません。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 今回の追加工事ではありますが、当初設計はしっかりとした専門家に委託して工事にかかるのですが、そういう意味では私はこういう追加工事というのはあってはならないことではないかなというふうに思うのです。もしこういうのがあるのであれば、やっぱり設計上のミスだということで、そちらのほうで負担してもらわなくてはいけないのかなというふうに思いますので、そこのところがどうであったのかどうかというのをお聞きしたいと思います。これは工事が進まないとわからない追加工事だったのかどうか。先ほどの目時議員への答弁ですと、屋根面断熱材の変更113万円かかったのですが、これなんか、全くやっぱり設計時の問題ではないかなというふうに思うので、お聞きをいたします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） お答えいたします。

まず、設計には間違いなかったかという部分でございまして、設計は間違いございません。ただし、工事の進捗に伴いまして状況等が変更する、この工事内容、工法が変わっていくというところはございます。その部分に変更契約となりますので。今回の具体的な部分についてご説明申し上げます。

地下水排出機器の追加については、当該敷地は平成22年度において造成工事を行いまして、2メートル程度盛り土を行っている敷地でございました。今回の工事に当たり、地下水水位が比較的浅いことは地質調査の結果で判明はしてございました。それに伴いまして、最大の掘削深さは2.6メートルであり、当該敷地は造成工事により周囲の地盤面より高くなっていることから、地下水水位は造成前の地盤面より下にあると判断し、水かえ等の対策をとらず工事を設計施工しておりました。しかしながら、本工事におきまして、地面から60センチ掘削したところで湧水が発生したと。それが基礎工事の支障になるために、このたびの地下水排出機器が必要になったものであります。

2点目の屋根面断熱材変更につきましては、発注時の設計では天井材の上にグラスウールを敷く工法を採用してございました。屋根の防水は、塩ビ樹脂シート防水でしたが、発注後に強風により屋根防水用シートの剥離が発生した施設があるとの報告を受けたため、屋根防水をルーフィングシートトーチ工法に変更いたしました。屋根防水のこの工法の変更に伴いまして、再度結露計算をしたところ、屋根裏に結露することが判明したために、屋根裏に現場発泡ウレタンを吹きつける断熱性の変更が必要になったものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ということは、工事が進んだ状況で、この変更はむつ市のほうからこういう変更にしてほしいというふうをお願いをした追加工事だというふうに考えていいのかどうか。むつ市のほうで、もうこういうふうに変更して欲しいと。当初の設計どおりやる気になればやれたのだけれども、それだったらいろんな報告、断熱材のやつも変更したほうがいいのかというふうにむつ市のほうで判断して、むつ市のほうで変更をかけた

ために行われる追加工事だというふうに判断していいかどうかです。

地下水については、当初やっぱり地下水調査もしていたから、そういう意味ではやっぱり設計上のミスもあるのかなというふうな気がしないでもないのですが、結局基本的にはむつ市のほうでお願いした変更だということで解釈していいのかどうか、お願いします。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（山本留義） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

21番富岡幸夫議員を指名いたします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 2点目のお尋ねについてお答えいたします。

まず、この地下水の排出機器の設置の部分でございますけれども、これについては再度ご説明しますけれども、2メートルの盛り土をしていたと。地下水位はその下にあったというふうなご説明を最初にさせていただきました。しかしながら、その地面から60センチ掘りましたら水が出てきたということで、それについてはさきに第三田名部小学校の校舎を建設してございますので、そのときにはそういう事態はなかったというふうな、そのような知見がございましたので、それに基づいたものでありますので、あくまでもこれは予期せぬことだと。施工上に起こったことですので、工事の施工者からそういうふうなものが出てきたものですから、その場で対応をとったことが、この変更の一つの理由でございます。

もう一点、断熱材の変更については、先ほど言いましたように屋根防水、ここの部分について、

最初にとった工法が、その工法については強風による剥離、これが今までなかったのですけれども、そういう施設が出てきたという報告を受けたものですから、これは当然児童のためによい体育館をつくりたいというふうなところがありますので、市側と工事業者と協議した結果、この部分において屋根防水の変更をしたと。その変更に伴いまして、断熱材の変更に至ったというものでございます。ご理解願いたいと思います。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第16号の質疑を終わります。

報告第16号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第17号

○議長（山本留義） 次は、日程第20 報告第17号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、市立川内小学校屋内運動場建設工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 前の報告と同様のお尋ねなのですが、今回の主な追加工事内容ですが、鉄骨工事用クレーンの変更とアスファルト舗装面積の変更ということで、これについては何か工事の進捗で特に変えなくてはいけないというふうな緊急を要するものではないような中身のような感じがするのですが、特にアスファルト舗装面積の変更、これなんかは当初の設計どおりで、もし変更しな

くてはいけないのであれば、やっぱり設計時点での間違いになるのかなというふうに思いますが、そのところもちょっと詳細説明お願いいたします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

変更理由は2点ございまして、鉄骨工事用クレーンの変更とアスファルト舗装面積の変更ということでございます。

1点目の鉄骨工事用クレーンの変更につきましては、設計では屋内運動場の東面及び南面から2つの45トンクレーンによる工事を計画してございました。鉄骨の搬入が児童の動線と時間帯で重なること及び荷おろし場が小学校の特別教室、音楽室等でございますけれども、目の前となることから、避難経路に支障となるとの理由により、学校側から児童の安全を万全としたいという意向から、その主要部分の鉄骨立て方を東面、先ほどの南面をやめまして東面としたと。それに伴いまして、アームの長い、またはトン数の大きい大型クレーンに変更したことがまず1点目でございます。

次に、アスファルト舗装面積の変更については、水道引き込み管掘削部分を現地精査した結果、舗装面積が45平方メートル増となったことから、増額変更して契約したものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 2点目のアスファルトのほうですが、これはやっぱり設計の時点では予測がつかなかったものなのではないでしょうか。そこを再度確認させていただきます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 設計の部分においては、図面上で引いている部分と現地との差があった

と。実際現地で施工している段階においては、面積がふえたというものでございます。特に水道引き込みの部分については、管を掘削した部分を埋め戻した後にまた舗装するということが生じたということでございます。そもそもそこには舗装があったのですけれども、一たんそこをはがしてございますので、そのはがした中でまた再度施工した中で面積の増となつてございます。要は、工事中にそういうふうな状況が変わってきたというもので変更になったというようなことでございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第17号の質疑を終わります。

報告第17号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第18号

○議長（山本留義） 次は、日程第21 報告第18号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第18号の質疑を終わります。

報告第18号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第19号

○議長（山本留義） 次は、日程第22 報告第19号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第19号の質疑を終わります。

報告第19号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第20号

○議長（山本留義） 次は、日程第23 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成24年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 報告第20号は、国民健康保険特別会計の補正であります。内容については、4億9,000万円の歳入不足ということで、平成24年度にそのままこのマイナス4億9,000万円を繰り入れして会計を運用するというふうなことであります。

国民健康保険については、2年前に、この赤字を解消するために料金を値上げすると、5年計画の現在3年目に入りました。それでもまだなおかつ4億9,000万円の歳入不足を繰り越し計上し続けていることについて、今後このお金、金額を解

消する施策はあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 歳入不足を解消する施策はあるのかというようなお尋ねでございますが、結論から申し上げますと、単年度収支の黒字をいかに確保していくかということになるわけでございます。

若干この間の経緯に触れてみますけれども、当市の国保会計は、平成21年度末で約5億8,000万円の累積赤字がございました。その後さまざまな施策を行う中で、2年間で約9,000万円の赤字解消を見込んでいる状況でございます。若干詳しく申し上げますけれども、この間歳入におきましては、当然ながら行っているのは、夜間、休日の収納窓口の開設や収納対策の強化による国保税の確保、もう一つは国・県にこれはお願いしなければならないのですが、国保財源とか県の財源の、これの確保、そしてこれは平成24年度の事業でございますけれども、口座振替促進事業を実施して、要は歳入の確保に努めている状況でございます。

また、歳出のほうでは、これは医療費の適正化策といたしまして、ことしから実施しておりますジェネリック医薬品の普及対策、これは医療費の差額を、ジェネリック医薬品との差額を個人に通知する事業でございます。こういうものと、例えばほかには市が実施しております予防接種、そして健康教室、これらの予防事業を積極的に推進してもらおうということで、最終的には医療費が抑制、適正化につながるものと考えております。これからもこれは関係部署と連携を密にしていきたいと思いますというふうに考えております。

今お話ししたのは、現時点で置かれた社会環境の中でいかに国保会計の中で努力をしていくかというようなことが実際には施策のほとんどを占め

る部分ではないかということです。

国保会計、これは50年を経過しました、健康保険制度が。これは、脆弱な財政基盤を起因として現在では多くの課題を抱えている状況にありまして、国も国保制度の……

○議長（山本留義） 部長、簡潔に。

○民生部長（奥川清次郎） はい。財政基盤強化のためのいろいろな議論が進められている状況にあります。我々といたしましては、その動向に注意を払いながら、地域住民の健康と安心を守るため財源確保と歳出の適正化に全力を傾けてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 言っていることはよくわかるのですが、また繰り返しますが、2年前に値上げをしたとき、行政側は何と答えたのか。値上げをする、住民の皆さんに負担をかける以上、計画どおり5年でこの赤字を解消すると言ったはずですが。2年たって約9,000万円の赤字解消、残り4億9,000万円、3年間でもとに戻せるとは到底思えません。そのところを本当にどういうふうにしていくのかというのは、真剣に考えないとだめな時期に来ています。国の今の社会保障の一体改革がどういうふうになるかによってというふうな話もおっしゃっていましたが、そんなの当てになりませんよ。自分たちでやらないと、この解消できないということで、私は今、本当は一般質問すればよかったかもわかりませんが、報告で出たので、質疑させてもらいました。

そこで部長にお聞きします。先ほどの今までやってきた施策のほか、新たにやったほうがいいとか、やるべき施策があるのだというふうなことがありましたら紹介ください。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 先ほどお話しした内容

に尽きるわけでございますけれども、若干本補正の中でも触れておりますけれども、例えば乳幼児医療の現物給付の制度がございますが、そういうものに対して一般会計から負担をしていただくと。これは、繰入金という形で入っておりますけれども、実際は一般会計からの負担ということで、政策として進めてきた事業に対する負担という形で、これはもう会計内努力というのに尽きるわけですけれども、これといって決定打というものは現在ではない状況にございます。あくまでも我々のやれる努力を繰り返していくということしか申し上げられないのではないかとこのように思っております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 救いは、単年度で黒字になっているということです。徐々に少なくなっていることは努力を認めますし、もっと努力してほしいなと思うところではありますが、しかし先ほども言ったとおり、この赤字を早期に解消するのは非常に難しいものだというふうに思います。そこで、今回私は委員会が違いますが、前の民生福祉常任委員会のときも視察でいろんな勉強させていただきましたが、赤字の補てんを一般会計でするのは、総務省からの指示ではやってはだめだということはお聞きしていました。しかしながら、事業として、仮称にしておきますが、みんなが楽しく暮らせるむつ市事業というふうな事業名でこの国保会計にお金を事業として入れるというふうな方法をやっている市もあると聞いておりますので、いつまでもこの借金を解消するためにどうすればいいかというふうなこと、プラスしてそういうふうな他市でやっていること、事業をまねてやることも必要だというふうに思いますが、市長はどういうふうにお考えでしょう。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 確かに齊藤議員お話し

ゃるとおり、他の自治体において赤字補てんという
ような対応をしておる自治体もあるように、こ
れは調査してございます。ただ、それぞれの自治
体、それぞれの例えば財政状況、国からどの程度
の例えば交付税をいただいているかというような
こともございますし、私ども自治体とは一般会計
の財政状況が全く違う自治体が恐らくそういうこ
とができているのではないかと考えております。

ご承知のとおり、むつ市の場合は百十数億円の
交付税を受けておりますけれども、果たしてその
団体というのは、そういうような国からの多くの
財源に依存している団体であるかどうかという違
いも当然出てくるわけでございます。私どもは、
例えばそういう施策を、赤字補てんを行ったとす
れば、すればの議論はちょっとうまくないかもし
れないですけれども、国がやってはいけないとい
うことをやる、そして多くの財源を普通交付税に
依存している団体がそれをやると、例えば特別交
付税とかそういう部分での影響というのは、これ
は否定できないわけでございますので、その辺も
十分に考慮して総合的に物を考えていきたいと。
単に国保に対する赤字の繰り入れ、それだけにス
ポットを当てると、これはいいことのように見え
ますけれども、ただそういうような背景もあると
いうことをひとつご理解いただきたいと思いま
す。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を
終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 先ほどの斉藤孝昭議員と同じ
内容の質疑なのですが、平成21年度は部長もおっ
しゃいましたように5億7,500万円の累積赤字が
あったと。平成22年度には5億100万円というこ
とで、7,400万円の累積赤字が減って、今回4億
9,450万円ということですから、平成22年度と比
べて1,000万円も減っていないのです。というこ

とで、ちょっと私も大変危機感を持ちまして、こ
れからもどんどん、どんどんお年寄りがふえてお
りますから、医療費はどっちかという膨らんで
いくというふうに予想されるところで1,000万円
も累積赤字が解消されていないとなると、それこ
そ5年間で解消するといった平成22年度の値上げ
で達成されないとなると、また値上げになるのか
なというのがちょっと頭をよぎったものですか
ら。ですから、何としても市としてはそういうこ
とは避けてもらいたい。先ほど斉藤孝昭議員も言
ったようないろんな施策をとりながら、そしてま
た健康を増進させるような施策ともあわせなが
ら、本当に値上げをしないような、本当に市民の
税負担はもう限界なわけですから、そのところ
を十分声を入れながら、これからどういうふうに
この赤字をきちんと解消して、値上げをしていか
ないというふうな形にしていくのか真剣に考えて
もらいたいなということで、そのところの意見
を市長に本当は聞きたいというふうに思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 1つには、今回補正予
算で示した4億9,452万6,000円の繰り上げ充用額
ですけれども、これにつきましてはあくまでも予
算上でございます。最終的には決算の中で確定し
てくるわけでございますが、あくまでもこれは平
成24年の決算見込みにより算出している結果でご
ざいますので、9月以降になりますと、この額
が確定すると、累積赤字の額が確定してくるとい
うようなことになろうかと思います。

もう一つは、解消スケジュールは順調かとい
うお尋ねでございますが、斉藤議員のお尋ねにも若
干触れさせていただきましたけれども、はっきり
言って計画どおりにはいっていない状態にござい
ますが、2年間で9,000万円、少しずつではござ
いますが、解消が見込まれる状況をつくり出して
いる状況でございます。今後ともさまざまな施策の

中で、その赤字解消を少しずつでも継続していきたいというふうに考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第20号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第20号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月14日は常任委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明6月14日は常任委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、6月15日は一般質問及び議案第43号の議案質疑を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 零時27分 散会